

千早赤阪村公告第 1 号

次のとおりくすのきホール展示ギャラリー等天井改修工事を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により、公告する。

令和 8 年 2 月 2 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏



1. 入札に付する事項等

- | | |
|---------------|---|
| (1) 入札件名 | くすのきホール展示ギャラリー等天井改修工事 |
| (2) 工事場所 | 千早赤阪村大字水分 2 6 3 番地 |
| (3) 工事期間 | 契約締結日の翌日から令和 8 年 6 月 30 日まで |
| (4) 工事概要 | くすのきホール展示ギャラリー等の天井改修工事を実施するもの。詳細については、添付している仕様書のとおり。 |
| (5) 入札方法 | 郵送入札 |
| (6) 予定価格 | 金 1 5, 0 5 5, 0 0 0 円（税抜き） |
| (7) 最低制限価格 | あり（事後公表） |
| (8) 入札保証金 | 免除 |
| (9) 契約保証金 | 契約金額の 100 分の 10 以上（但し、村財務規則により免除する者を除く。） |
| (10) 前払金 | 一件の請負金額が 1,000 万円以上、かつ工期が 60 日以上の土木建築に関する工事で、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の登録を受けた前払金補償事業会社が保証する公共工事の経費について、契約金額の 4 割を超えない範囲とし、1 億円を限度とする。 |
| (11) 部分払 | なし |
| (12) 契約書の作成 | 必要（契約書は村が指定する様式とする。） |
| (13) 契約書の提出期限 | 落札者決定の日から 5 日以内（休日・祝日を除く。） |

2. 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札の参

加資格を有しないものとする。

(1) 令第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 村の入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されていない者。ただし、参加申込時に登録者と同等の資格があることを確認するための書類を合わせて提出し確認を受けた者を除く。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員

(6) 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれかに該当する者
ア 千早赤阪村建設工事等指名停止要綱（昭和 56 年千早赤阪村要綱第 3 号。以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(7) 建築一式工事の建設業許可を有していない者

3. 事業協同組合等の入札参加の可否

可。ただし、当該組合の組合員が入札参加を申請した場合は、当該組合の参加はできないものとする。

4. 契約条項を示す場所

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村総務部総務政策課

電話 0721-72-0081（代表）

5. 本契約に関する事務を担当する部署

千早赤阪村総務部総務政策課

6. 関係書類などの入手方法

(1) 関係書類などの配付

千早赤阪村ホームページの「事後審査型条件付一般競争入札」からダウンロードによる。

(2) 配付期間

令和8年2月2日(月)から2月20日(金)まで

7. 質問書に関する事項について

仕様書の内容についての質疑の方法、期間及び場所並びに当該質疑に対する回答の方法及び日時は、次の期間で実施する。

- (1) 質疑方法 添付している質問書を千早赤阪村総務部総務政策課宛に電子メールで提出すること。

総務政策課メールアドレス

soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp

- (2) 質疑受付期間 令和8年2月9日(月)午後5時まで

- (3) 質疑回答方法 質疑回答は千早赤阪村のホームページ内において、令和8年2月13日(金)に掲載する。

8. 入札書の郵送方法等

入札に参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 入札書 千早赤阪村ホームページに掲載している入札書を使用すること。

- (2) くじ用数字の記入 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合、くじ用数字を使って抽選を行うので、入札額以外に任意の3桁の数字を入札書の所定の欄に記入すること。

(3) 入札参加必要書類

① 入札書

② 内訳書

③ 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

④ 令和7・8年度千早赤阪村入札参加資格者名簿（建設工事）に登載していない者においては、参加申込時に登録者と同等の資格があることを確認するため次の書類を合わせて提出すること。なお、証明書類は参加申

込前 3 か月以内のものに限る。

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（写し不可）
- イ 営業所一覧表
- ウ 工事経歴書（直近 2 年間分）（写し可）
- エ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（入札書類等到着期限日時点において有効なもの）（写し可）
- オ 委任状（支店、支社等が契約を希望する場合のみ）（写し不可）
- カ 使用印鑑届（写し不可）
- キ 印鑑証明書（写し可）
- ク 建設業許可証明書又は許可通知書及び国土交通省の「建設業者 宅建業者等企業情報検索システム」の建設業者の詳細情報画面を出力したもの
- ケ 登記簿謄本（法人の場合）又は、代表者の身分証明書及び代表者の登記されていないことの証明書（個人の場合）（写し可）
- コ 納税証明書

納税証明書 (写し可) (直近 1 年)	国税
	イ. 法人の場合 法人税、消費税（「納税証明書(その 3 の 3)」も可）
	ロ. 個人の場合 所得税、消費税（「納税証明書(その 3 の 2)」も可）
	都道府県税（契約を希望する営業所分）
	イ. 法人の場合 法人事業税
	ロ. 個人の場合 個人事業税
	千早赤阪村に納税義務のある法人又は個人は、上記の他に 村民税、固定資産税の納税証明も添付すること。

サ 千早赤阪村暴力団排除条例に基づく誓約書

シ 技術者等現場報告書（村内業者のみ）

ス 店舗等の写真（村内業者のみ）

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税相当額を減じた金額）を千円止めで入札書に記載すること。

(5) 郵送方法 (3) の入札参加必要書類を千早赤阪村指定封筒により、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法で千早赤阪村総務部総務政策課へ郵送すること。特定記録郵便や普通郵便で郵送された入札は無効とする。入札書等を郵送するための封筒について

は、千早赤阪村ホームページに掲載している様式例
のとおり記載すること。

(6)入札書類等到着期限日 令和8年2月26日(木)正午まで

(7)入札書送付の確認

入札書の送付を確認するため、入札書送付日に「郵便入札送付連絡票」を
FAXで千早赤阪村総務部総務政策課宛てに送信すること。

(8)入札書類等郵送場所

郵送場所：千早赤阪村総務部総務政策課

郵送住所：〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

9. 開札日時、場所、傍聴方法等

(1)開札日時 令和8年2月27日(金)午後1時30分

(2)開札場所 千早赤阪村役場庁舎2階会議室A

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

(3)開札の傍聴方法

くすのきホール展示ギャラリー等天井改修工事事後審査型条件付一般競争
入札傍聴要領(令和8年千早赤阪村告示第4号)の規定に基づき、開札日の
午後0時30分から午後1時00分までの間に千早赤阪村総務部総務政策課の
窓口で申込みを行うこと。なお、傍聴は申込み先着順とし開札日につき定員
(10名)になり次第締め切る。また、入札参加者(代表者に限る。)が傍聴の
申込みをした場合、開札立会人を依頼することがある。

10. 落札候補者の決定、落札候補者に提出を求める書類及び落札者の決定

(1)落札候補者の決定

開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を
落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が
2人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。

※落札候補者となった者には電話で連絡するため、開札日には連絡を受けら
れる体制を整えておくこと。

(2)落札候補者に提出を求める書類

落札候補者は、落札候補者決定日の翌日(休日の場合は翌開庁日)午後5
時までに、次の書類を千早赤阪村総務部総務政策課に提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は落札候補者の権利を放棄したものと見なす。

①事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書

②建設業の許可を得ていることを証する書類

11. 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

(1) 公告に示した入札参加資格のない者が行った入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札に関する条件に違反する者のした入札

(4) 8. 入札書の郵送方法等に規定する方法によらない入札

(5) 事後審査型条件付一般競争入札の心得に違反する者のした入札

(6) 代理人のした入札

(7) 指定封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札

12. 入札の中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

(1) 入札参加者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合

(2) 災害その他やむを得ない特別の事情がある場合

13. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14. 問い合わせ

千早赤阪村総務部総務政策課

住 所 〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

電 話 0721-72-0081

F A X 0721-72-1880

メールアドレス soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp